

団体旅行促進支援事業実施要綱

特定非営利活動法人阿寒観光協会まちづくり推進機構

第1 趣旨

本要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光業界をはじめ地域経済が冷え込んでいる中、釧路市阿寒湖温泉地区における宿泊需要等の回復を図るため、旅行会社による団体旅行商品の造成等を促進する取組みに対して助成を行う。

第2 助成対象者

旅行業法に基づき観光庁長官又は都道府県知事により登録を受けており、日本旅行業協会または全国旅行業協会に加盟している旅行事業者。

第3 助成対象事業

- 1 団体旅行促進支援事業の交付の対象となる事業は次のとおりとする。

区分	対象事業
団体旅行促進支援事業	阿寒湖温泉地区の宿泊施設に宿泊し、アイヌ文化ナイトエンターテイメント（※3-（3））を組み込んでいる貸切バスツアー。

- 2 補助対象期間については次のとおりとする。

(1) 事業実施期間

令和4年6月1日から令和5年1月31日までに宿泊が完了するもの。

【申請期間・宿泊対象期間】

	申請期間	宿泊対象期間
第1期	令和4年6月1日～令和4年10月31日	令和4年6月1日～令和4年11月30日
第2期	令和4年10月1日～令和4年12月31日	令和4年12月1日～令和5年1月31日

- 3 事業の適用条件については次のとおりとする。

- (1) 旅程のうち1泊以上、阿寒湖温泉地区の宿泊施設に宿泊する団体旅行であること。
(2) 運送業法の貸切営業許可を受けているバス事業者を利用していること。
(3) 阿寒湖温泉地区で実施される下記のアイヌ文化ナイトエンターテイメントの体験を組込んだ団体旅行であること。（オプションでの設定は対象外。）

※対象となるアイヌ文化ナイトエンターテイメントは次の①②のとおり。

①阿寒湖の森ナイトウォーク「カムイルミナ」

主催 阿寒アドベンチャーツーリズム株式会社

②阿寒ユーカラ「ロストカムイ」（※夜間開催の定時公演に限る）

主催 阿寒アイヌ工芸協同組合

- (4) 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種完了者または対象検査の結果が陰性だった者による利用に限る。

第4 助成金

- 1 助成金については次のとおりとする。

区 分	金 額
釧路市内に本社を有するバス会社を利用する場合	旅行者1名あたり3,000円
釧路市外のバス会社を利用する場合	旅行者1名あたり2,000円

※人数のカウントは、最終の有料宿泊人数とする。(原則、対象のアイヌ文化ナイトエンターテイメントに全員参加するものとするが、当日の体調不良等止むを得ない場合を考慮し、カウントは最終の有料宿泊人数にて行う。)

※添乗員は対象外とする。

※釧路市内に本社を有するバス会社：くしろバス(株)、阿寒バス(株) (令和4年6月1日現在)

第5 助成金の限度額

- 1 助成金については本事業全体で、申請額が予算額に達した時点で終了とする。

第6 助成金の交付申請、交付決定等

- 1 助成金の交付を希望する旅行業事業者(以下事業者)は、申請書(様式第1号)に必要事項を記載のうえ、宿泊施設・利用バス会社・利用するアイヌ文化ナイトエンターテイメントを明記した「行程表」を添付し、特定非営利活動法人阿寒観光協会まちづくり推進機構(以下阿寒観光協会)の下記提出先メールアドレス宛てにメールにて申請するものとする。
- 2 阿寒観光協会は、事業者より申請があった際には事業内容を審査のうえ事業者に対し承認・非承認通知書(様式第2号)をもって審査結果を通知する。
- 3 事業者は、事業終了後10日以内の実績報告書(様式第3号)に必要事項を記載のうえ、宿泊施設・利用バス会社・利用するアイヌ文化ナイトエンターテイメントを明記した「最終行程表」及び「貸切バス引受書」、参加者居住都道府県リスト(様式第6号)を添付し阿寒観光協会にメールにて提出する。
- 4 阿寒観光協会は事業者より実績報告書の提出があった際には、報告内容を精査のうえ、事業者に対し助成金交付決定書(様式第4号)をもって通知する。
- 5 事業者は、上記助成金決定通知書に基づき、請求書(様式第5号)をメールにて提出する。
※助成金振込先は、日本国内の金融機関であること。(海外送金は不可。)
- 6 阿寒観光協会は、当該請求書に基づき、原則翌月末までに事業者に助成金を振込む。

第7 その他

- 1 申請および報告内容に虚偽があった場合は、所属会社全ての申請ならびに助成金交付を無効とする。既に助成金交付済みの場合は、返還を求める。
- 2 新型コロナウイルス感染症に係る次のいずれかに該当するものは、対象外とする。

(1) 感染症により、次の本事業の停止要件に該当する場合の施設、地域、期間の商品及び当該地域の住民の利用。

- ①北海道全体の感染状況が「新たなレベル分類の考え方」（令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会）におけるレベル3（以下「レベル3」という。）相当以上と知事が判断した場合（事業全体の停止）
- ②本事業に参加する宿泊施設において集団感染が発生した場合（当該施設における事業の停止）
- ③圏域内の複数の宿泊施設で集団感染が発生した場合（当該圏域における事業の停止）
- ④感染症のまん延防止等重点措置が行われる場合で、営業時間の変更等の措置を講ずる必要があるとして知事が区域を定めるとき（知事が定める区域を含む圏域における事業の停止）
- ⑤その他、本事業の停止等を決定した場合

(2) 他県民を本事業の対象とした場合に、当該県において次の停止要件に該当する場合の当該県の施設、地域、期間の商品および当該県民の利用。

- ①当該県の感染状況がレベル3相当以上と当該県知事が判断した場合（当該県の停止）
- ②感染症のまん延防止等重点措置が行われる場合で、営業時間の変更等措置を講ずる必要があるとして当該県知事が区域を定めるとき（当該区域を含む県の停止）
- ③その他、道または当該県が当該県の停止等を決定した場合

3 申請資料送付先および問い合わせ先は以下のとおり

●提出先メールアドレス：dantai2022@lake-akan.com

●問い合わせ先

（特非）阿寒観光協会まちづくり推進機構 担当 山崎正人、石山

〒085-0467 釧路市阿寒町阿寒湖温泉2丁目6-20

TEL:0154-67-3200